地域生活支援事業の国庫補助について

自立支援振興室

1　地域生活支援事業の今後の補助方針

(1)　地域生活支援事業の趣旨

地域生活支援事業は、地方分権の流れを踏まえて創設され、各自治体が自主的に取り組み、それぞれの裁量において柔軟な形態で効率的・効果的な展開をすることを可能としております。

各自治体における地域の実情や利用者の状況に応じた事業を実施することができる事業です。

(2)　補助の重点化・適正化

①補助の重点化

平成２１年度予算において、重点課題推進枠を活用し、予算額を４０億円増額し、「特別支援事業」を創設しました。本事業は、社会保障審議会障害者部会の報告を踏まえ、「地域の個別事情や地域生活支援事業として重点的に取り組む施策に配慮して配分する」ものであり、平成２１年度における対象事業は、すでに通知済みです。（平成２１年７月２日障企発０７０２第１号）

当事業は、法律の上限である１／２の補助を行えるよう従来の補助金の配分と別枠で募集・内示するものですが、今年度については、内容の周知が新年度に入ってからであったこと等のため、採択が少額にとどまっています。

そのため、各自治体の平成２２年度予算要求にあたっては、本事業の趣旨を十分に踏まえ、積極的に応募いただけることをお願いします。

なお、平成２１年度の内示から、昨年度まで経過的な配分として行ってきた人口割を廃止し、事業実績を基本とした配分としています。

②補助の適正化

ア　地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業は、基礎的事業（交付税措置）の上乗せであることは従前より申し上げてきましたが、一部の自治体において過去の会議（平成１７年１２月の課長会議資料）で例示した補助額を超える部分をすべて機能強化事業として申請されているものがあることが判明し、会計検査院からの指導を受けた自治体がありました。

<u>**地域活動支援センター機能強化事業は、従前の小規模作業所の補助水**</u>

準が維持されることを前提に、地域活動支援センターの機能を充実強化するため、それに上乗せする場合に上乗せした（充実強化した）部分につき補助をするものであるのでそれ以外のケースについては、国庫補助の対象となりませんので留意いただくとともに、念のため再点検を実施し、同様のケースがある場合は、今後、適正な申請をお願いします。

また、機能強化事業の活用に当たっては地域活動支援センターに移行したことなどにより従前の小規模作業所の補助よりも実質的な増額となるよう事業費の設定をお願いいたします。

イ　その他

補助金の経理処理において、本年度の会計検査院の実地検査の結果、不適正な経理がなされた事例について聞き及んでいるので、各自治体においては、再度点検いただき、適正な執行に努めて下さい。

⑶　その他

①　特別支援事業の活用について

地域生活支援事業の国庫補助金は、国の厳しい財政事情の中、効率的な執行が求められており、限られた予算を効率的に配分する観点から「特別支援事業」以外は必須事業、メニュー事業の順で優先的な配分を行うこととしています。

さきほど説明した「特別支援事業」では地域の事情に配慮した事業への優先的な配分が可能なので、各自治体の予算編成に当たっては既存の事業の見直しを含めて、この点にも留意願います。

②　事業の創意工夫について

地域生活支援事業の各事業の実施に当たっては、サービスを真に必要とする障害者等に対して、いたずらに利用の制限や抑制があってはなりませんが、地域の実情などを踏まえて、創意工夫していくことが求められます。

例えば、一部の市町村では、サービスのマネージメントができていなかったり、サービスマネージメントはなされていても、サービス内容や量が事業者任せで、利用実態が把握されてないまま漫然とサービス提供が継続されているということもあると聞いています。

サービスを必要とする人に適切にサービスが提供されるようにすることは当然ですが、税財源をもとに実施される事業であることから、地域住民の理解と協力を得るために、事業の効率性を高めることやインフォーマルサービスの活用・育成といった取組を進めることも視野に入れ、事業を実施していくことが望まれます。

なお、事業内容の見直しに当たっては、他市町村の取組を十分に参考にしていただくとともに（平成２１年３月１２日障害保健福祉関係主管課長

会議資料などで『実施事例など』を掲載しております)、都道府県におかれては、管内市町村に対して、モデルとなる取組事例等の情報提供をお願いいたします。

２　地域生活支援事業の内示にあたってのポイント

（1）「特別支援事業」の創設と「人口割」の廃止

障害者自立支援法の施行後、３年が経過し、市町村事業の実施水準の均てん化が図られてきましたが、内容については地域差が存在しています。

そのため、**本年度については重点課題推進枠を活用し、「特別支援事業」を創設**し、①地域の個別事情や②地域生活支援事業として重点的に取り組む施策に配慮した配分方法とすることをご説明（平成２１年1月２１日全国厚生労働関係部局長会議資料など）し、具体的な内容については通知し、協議書の提出を受けたところです。

一方、従来経過的に実施してきた**「人口割」については、自治体からの実績を考慮した配分を行うことを求める意見などに配慮して廃止することとし、「通常分（事業実績割）」とこの「特別支援事業」に整理統合**することとしております。

（2）管内市町村間の調整のお願い

昨年度の内示時において、都道府県に対しては、配分額の過不足額の把握・調整をお願いしましたが、一部都道府県では十分な調整が行われず、結果として、返還金が発生しております。

市町村におかれては、事業を効果的・効率的に実施していただくようお願いするとともに、都道府県におかれては、限りある財源を有効に活用できるよう、**都道府県内の全市町村の内示額の範囲内において、管内市町村間の調整を行い、その調整額をもって交付申請を行っていただくよう**お願いいたします。(※)

(※) 調整した結果、内示＝交付申請でなく、内示＞交付申請や内示＜交付申請となる市町村があります。

３　配分の考え方

(1)　配分の前提

本年度は、「重点課題推進枠」の活用により、平成２０年度予算額に対し、４０億円が増額されていますが、増額分は「重点課題推進枠」の趣旨に沿って配分することとしていること、また、昨年までの「人口割」を廃止したことなどによって、昨年度の交付実績との対比で一律の増加配分となっていません。

⑵　「重点課題推進枠」の配分

本年度、重点課題推進枠として増額された４０億円については、先に募集した「特別支援事業」については応募が少数であったため、採択も少数となっております。そのため今年度は、暫定的な措置として残額を活用し、人口の少ない市町村へ事業実績に応じて優先的に配分することとしています。但しこれは、あくまで本年度の暫定的な措置なので、２２年度以降については「特別支援事業」を積極的に活用していただくようにお願いします。

⑶　「通常分（事業実績割）」の配分について

先般、提出いただいた平成２０年度地域生活支援事業補助金の実績報告を基に配分をしております。

⑷　激変緩和措置について

平成２０年度の交付実績に比して減額となる場合は、一定の配慮をしています。

４　地域生活支援事業の適正な実施について

これまで全国厚生労働関係部局長会議などで、お伝えしてきたところですが、引き続き、地域生活支援事業が適正かつ効率的に実施されるようよろしくお願いします。